

佐倉市部活動地域指導事業検討会議設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市立中学校における部活動の地域移行に向けた総合的な企画及び課題解決に向けた検討を行い、段階的に地域移行を推進するため、佐倉市部活動地域指導事業検討会議（以下「検討会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 部活動の地域移行に必要な総合的な企画に関する事。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (3) その他部活動の地域移行に必要な事項に関する事。

(組織等)

第3条 検討会議は、委員13人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、会議を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 5 検討会議は、原則として公開とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は会議を開催する暇がないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 7 条 検討会議は、所掌事務のうち特定の事項を審議させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第 8 条 検討会議の庶務は、教育委員会教育部指導課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (令和 5 年 4 月 2 4 日決裁佐教指第 9 9 号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

教育委員会教育部長

教育委員会教育部教育総務課長

教育委員会教育部学務課長

教育委員会教育部指導課長

教育委員会教育部社会教育課長

健康推進部生涯スポーツ課長

佐倉市校長会が推薦する者

一部会小中学校体育連盟が推薦する者

一部会音楽研究会が推薦する者

大学が推薦する者

佐倉市体育協会が推薦する者

市内に活動の拠点を有する総合型地域スポーツクラブの代表者

佐倉市 P T A 連絡協議会が推薦する者